

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

尾道市長

市町村名 (市町村コード)	尾道市 (34205)
地域名 (地域内農業集落名)	御調地区  (江田、国守、菅、前前後、後前後、仁野、平木、大塔、岩根、本、三郎丸、大蔵、白太、中原、大町、諸原、石原、市第二、市第一、神、高尾、貝ヶ原、平、入江、本郷平、倉北、川北、川南、丸西、丸中、丸東、大田上、大田中、大田下、中連、下谷、徳西、徳東、本郷、上田、川西、下野間、上野間、植野北、植野中央、植野南、津蟹東、津蟹北、津蟹西、福丸、福井、山岡、仏谷、中大原、鈴、宇根、下小山田、上小山田、雨迫、沖綾目、公文西、公文東、小猿、畑、大山田、下山田、千堂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 2月 25日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

御調町は市内北部に位置し、御調川沿いの平地部と山間部からなりたっており、農用地面積は684haで、内訳として田が538ha、畑が146haと水田面積が約8割を占め、水稻栽培がさかんな地域である。  
地区内の担い手は認定農業者が11経営体(個人1戸、法人10組織)存在し、経営面積合計は157.34hであり、認定農業者以外の経営面積は37.62haである。両者の経営面積合計は194.96ha、農用地全体の約28.5%となっている。また、担い手の平均年齢が高く、高齢化が進んでいることから早急な後継者の確保が課題となっている。  
法人経営体は圃場整備された地域で営農しており、その地域内の農地の大半を集積をしている。しかし、基盤整備が整っていない地域では、後継者不足や大型機械での作業が難しいために、集積が進まず、個人による小規模な営農となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、野菜等の地域特産物を含めた生産振興を検討する。また、農用地の一団化や担い手への農地の集積・集約化をすすめる。特に、担い手として各集落の法人が地域の中心となって、農業生産、農地の維持、管理を行っていく。  
また、新たな認定農業者や認定新規就農者への農地集積を進め、地域全体で農地を活用する仕組みの整備をすすめるとともに、新たな作物の導入、経営の複合化、加工品などの生産による高付加価値化に向けた取り組みも検討していく。さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進めていく。  
今後も農業上利用が見込まれない農地や耕作条件が不利な農地については、鳥獣緩衝帯等の設置などを行うことで土地の有効的な利用を推進していく。  
農用地や農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	684 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	684 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、認定農業者や集落営農法人等の地域の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。さらに、尾道市農地バンクも活用し、農業委員、農地利用最適化推進委員による相談・調整体制を維持していく。 地元及び関係機関が連携をし、農地域内外から新規就農者等を受け入れていくために、相談体制、支援体制を整えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域の担い手の高齢化が進んでおり、今後も経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	地域の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	県、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、農地の斡旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行う。また、近年出荷者が増加している直売所を核に、農産物の出荷ができるように育成し、U・I・Jターン者や定年帰農者などの多様な担い手を確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等の農作業受託事業を進める。 また、これまで同様に代掻き、田植、稲刈作業等はJAから事業者へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サルの被害が拡大しないよう補助による侵入防止柵設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、尾道有害鳥獣捕獲班と連携し速やかに対応できる体制を構築する。  
 ②GAPや特別栽培農産物、環境保全型農業などの取組を県やJAの取組と連携し支援をしていく。  
 ③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。  
 ⑦多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。